

会 議 録

審議会等の 名称	令和４年第１２回教育委員会（定例会）
開催日時	令和４年１０月２６日（水）１４：００～１４：３０
開催場所	山口市役所別館１階第１会議室
公開・部分公 開の区分	一部非公開
出席者	藤本教育長、山本委員、佐々木委員、横山委員、佐藤委員、角川委員、鮎川委員
欠席者	
事務局	兒玉教育部長、古賀文化財担当理事、上野教育部次長、石川教育総務課長、藤原教育施設管理課長、右田学校教育課長、内田社会教育課長、渡辺文化財保護課長、松富中央図書館長、伊藤教育総務課主幹、戸嶋教育総務課副主幹
付議案件	議 案 （１）山口市児童文化センター設置及び管理条例を廃止する条例について （２）山口市徳地文化ホール設置及び管理条例施行規則の一部を 改正する規則について
	藤本教育長 ただいまから、令和４年第１２回教育委員会（定例会）を開会いたします。 会議録の署名につきましては、山本委員さんと鮎川委員さんをお願いしたいと思います。 本日は、議案２件となっております。 まず、この議案の公開・非公開を確認いたします。 本日の案件につきましては、議案第１号につきましては市議会に上程する事案でありますことから、非公開にて審議したいと思いますですがよろしいでしょうか。 （全員挙手） それでは、議案第１号につきましては「山口市教育委員会会議規則第９条第１項及び第２項」に基づき秘密会により審議いたします。 本日は、審議する順番を公開できるものから始めたいと思います。 まず、議案第２号の「山口市徳地文化ホール設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則」について事務局からお願いします。 内田社会教育課長。 内田社会教育課長 議案第２号「山口市徳地文化ホール設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則」について、ご説明をいたします。

8月の定例会でも説明いたしましたが、9月議会に上程した、山口市徳地文化ホール設置及び管理条例の一部改正案が可決いたしましたことにより、管理条例施行規則も改正するものでございます。

それでは規則改正が必要となった箇所につきまして、説明いたします。

資料②に山口市徳地文化ホール設置及び管理条例施行規則新旧対照表が記載されているところでございますが、この中の利用許可の申請第4条、利用許可書の交付など第5条に係る許可申請書並びに許可書の変更でございます。

具体的には、最終ページの表を見ていただけたらと思います。

様式第1号（第4条関係）利用許可から、山口市徳地文化ホール利用（変更）許可申請書の3段目「利用する施設」の欄の変更する箇所につきましてリハーサル室、控室がございます。

当文化ホールは、隣接する新設の複合型拠点施設から直接アクセスできるようになり、部屋の一部にあった畳敷きを撤去するなど、多様な目的での利用が可能となったことから、従来の名称では用途と合わないことになりましたので、リハーサル室を「多目的室（１）」、控室につきましては「多目的室（２）」に変更するものでございます。

また、最終ページの様式第2号（第5条関係）の同じ利用する施設の欄のところにつきましても、リハーサル室のところを「多目的室（１）」控室につきましては「多目的室（２）」に変更するものでございます。

またこちらの議案資料別冊①をご覧ください。

新たに今、申し上げました許可申請書の欄の「利用する施設」のところに、先ほど言いましたところを変更しており、「多目的室（１）」「多目的室（２）」に変更しているところでございます。

また、許可申請書の裏面をみていただければ、同様に利用する施設の箇所が「多目的室（１）」「多目的室（２）」に変更しているところでございます。

なお、施行日につきましては、隣接する新設の複合型拠点施設の供用開始日と合わせ、令和4年11月14日としております。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

藤本教育長 要はリハーサル室が「多目的室（１）」で、控室が「多目的室（２）」になったということですね。

内田社会教育課長 そうです。

	藤本教育長	この議案第2号につきまして、意見・質問等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。 はい、では意見等がないようでしたら議案第2号について承認される方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) それでは原案通り承認いたします。 それでは、これより秘密会といたします。 議案第1号の「山口市児童文化センター設置及び管理条例を廃止する条例」について事務局からお願いします。 内田社会教育課長。
	内田社会教育課長	議案第1号「山口市児童文化センター設置及び管理条例を廃止する条例」についてご説明します。 資料②をご覧ください。 山口市児童文化センターは、現在本市が整備を進めております「(仮称)湯田温泉パーク」の整備敷地内にございまして、令和5年2月以降に児童文化センターの解体工事が始まることから、令和5年1月末で児童文化センターを閉館し、同年2月1日をもって山口市児童文化センター設置及び管理条例を廃止するものでございます。 なお、児童文化センターについて、少しご説明させていただきますと、サンフレッシュ山口や湯田地域交流センターに隣接している場所にございます。児童の文化の向上及び、家庭教育の支援の充実などのために開設され、約60年間開設された施設でございます。 当センターで行われていた講座や、工作、絵画、習字などは、現在各地域交流センターでも実施されているところが多くございますことから、今後につきましては、子どもたちの創造性を育むような事業が各地域交流センターで展開できないかを検討しているところでございます。 以上で議案第1号の説明を終わります。
	藤本教育長	はい、それでは議案第1号につきまして、意見・質問等はございませんでしょうか。 今はまだ、使われているのですね。
	内田社会教育課長	はい、12月末で事業自体は終了する予定としておりまして、まだ実施日は決めておりませんが、1月には、1週間ほど最後の閉館イベントを開催する予定であります。
	角川委員	この場所に湯田地域交流センターがなかったのでしょうか。
	内田社会教育	湯田地域交流センターは、隣接されています。
	藤本教育長	他にはございませんか。ないようでしたら議案第1号について承認さ

	れる方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) はい、それでは原案の通り承認いたします。 以上で、本日の付議案件については終了いたしました。 次回の定例会は、こちらの第1会議室で11月25日(金)午後2時からの予定でございます。 よろしくお願いいたします。 それでは、以上をもちまして、令和4年第12回教育委員会(定例会)を閉会いたします。
署名	上記のとおり相違ありません。 令和4年 月 日 教育長_____ 署名者_____ 署名者_____ 会議録調製_____